

アクティブライフ応援事業プロポーザル実施要項

標記の業務委託についてプロポーザル方式の手続を実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

アクティブライフ応援事業

(2) 業務目的

本市では、高齢化の進展に伴い、介護予防の推進および健康寿命の延伸が重要な施策課題となっている。本事業は、単なる健康講座の実施にとどまらず、運動・栄養・口腔機能等を含む包括的な健康づくりの取組を導入し、高齢者が楽しみながら参加できる環境を整えることで、継続的な運動習慣の形成と地域社会への参加促進を図ることを目的とする。

また、地域に根差したプロスポーツチーム等と連携することにより、参加への心理的負担を軽減し、幅広い層の高齢者が関心を持ち事業に参加する契機を創出することを目指す。

本事業では、以下の成果を達成することを目的とする。

- 運動習慣の定着化と、それに伴う身体機能の維持・向上を図ること。
- 参加者同士の交流を促進し、地域コミュニティへの社会参加を支援すること。
- 楽しみながら健康意識を高め、自律的な健康管理の推進につなげること。
- 地域のプロスポーツチーム等との連携を通じて、事業の認知度向上および参加意欲の向上を図ること。

(3) 業務内容

「アクティブライフ応援事業業務委託 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）による内容を含むものとする。

(4) 履行場所

熊本市

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(6) 提案上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。共同企業体の場合は、構成員全員が要件を満たしていること。

なお、単独で申請した団体等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の

構成員となることはできない。また、共同企業体での申請について、申請から協定締結までの間における代表者及び構成員の変更は認めない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

3 共同企業体の資格認定申請に関する事項

共同企業体で申請を行う場合には、次の要領にて共同企業体の資格認定申請を行うこと。

(1) 資格認定申請書類について

法人その他の団体であって、この要項により共同企業体を結成する者は、申請日までに共同企業体を結成し、資格認定申請書類として様式第6号及び様式第7号を提出するものとする。

資格認定申請に係る書類は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「14 担当部局」示す場所で配布する。

(2) 資格認定申請書の提出期限

令和8年（2026年）4月6日（月）までの9時から17時までとする。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 提出先

14の担当部局

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

ア 持参の場合は9時から17時まで（休日を除く。）

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 電子メールにて提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(5) 提出部数

2部とする。(正本1部、副本1部)

副本については、コピー可とする。正本、副本ともA4サイズとし、正本、副本ともにホッチキス止めをしないこと。

(6) 共同企業体の構成

実施要項に規定する「2 参加資格」の要件を全て満たす者の組合せによる2者以内の構成とする。

(7) 共同企業体の業務形態

構成員は、それぞれの優れた技術力及び人的・物的能力を結集して、各々受持つ業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合(例えば、A社60%、B社40%)に応じた人員、器械等を拠出して共同で履行するものとする。

(8) 代表者の要件

構成員において決定された代表者(経営規模等なんらかの方法で優位性を比較し、優れている者)が、共同企業体協定書において明らかであること。

(9) 資格認定審査結果の通知

申請から14日以内に書面により通知する。

(10) 資格の有効期間

前項の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定の日から当該公の施設の管理運営業務が満了する日までとする。ただし、指定管理者の候補者として選定されなかった者にとっては、当該施設の指定管理者の候補者が議会の議決を経て指定管理者となり熊本市と協定が締結される日までとする。

4 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布について

(1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「14 担当部局」に示す場所で配布する。

(2) 配布期間

公告の日から令和8年(2026年)4月6日(月)までの9時から17時までとする。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。

5 参加表明書等の提出について

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号) 1部

イ 参加資格審査調書(様式第2号) 1部

なお、提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)4月6日(月)17時まで

(3) 提出先

14の担当部局

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

ア 持参の場合は9時から17時まで（休日を除く。）

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 電子メールにて提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果を通知する（以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という。）。

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることが出来る。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることが出来る最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

(7) 都合により参加表明書を提出後に辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

6 参加するものが1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、業者選定を実施する。

7 技術提案書の提出について

プロポーザル参加者は、次のとおり「技術提案書」に必要書類を添えて提出すること。

(1) 提出書類及び部数

	正本	副本
ア 技術提案書提出書（様式第3号）	1部	
イ 業務の実施体制（様式第4号）	1部	
ウ 業務スケジュール（様式は自由）	1部	3部
エ 技術提案書（様式は自由）	1部	3部
オ 概算見積書（様式は自由）	1部	

(2) 提出書類作成上の注意点

ア 提出書類のサイズは、A4版とし、片面印刷とすること。

イ 副本については、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外すこと。

ウ 6(1)オの概算見積書については、基本仕様書「5 業務の概要」(1)から(7)の各号に対する積算額を提示すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）4月14日（火）17時まで

(4) 提出先

14の担当部局

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は9時から17時まで（休日を除く。）

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便のような送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(6) 都合により提案書を提出後に辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

8 スケジュール

内 容	日 程（予定）
質問書提出期限	令和8年（2026年）4月2日（木）
プロポ実施要項等交付期間	令和8年（2026年）4月6日（月）
参加表明書の提出期限 （共同企業体の場合、資格認定申請の提出期限）	令和8年（2026年）4月6日（月）
技術提案書の提出期限	令和8年（2026年）4月14日（火）
ヒアリング審査	令和8年（2026年）4月17日（金）
選定結果通知	令和8年（2026年）4月20日（月）
契約締結	令和8年（2026年）5月上旬予定

※ ただし、参加表明書提出者数（以下「参加表明者数」という。）により、スケジュールを変更する可能性がある。

9 質問書について

- (1) 質問は質問書（様式第5号）で行うこととし、持参又は電子メールで提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- (2) 質問の受付は、令和8年（2026年）4月2日（木）17時までとする。
- (3) 質問への回答は「14 担当部局」に示す場所で閲覧に供するとともに、熊本市ホームページへ掲載する。（個別回答は行わない。）なお、閲覧期間は、令和8年（2026年）4月3日（金）までに開始し、令和8年（2026年）4月14日（火）までとする。

10 業者選定の手順

- (1) 業者の選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行う。
- (2) 書類審査及びヒアリングの評価は、熊本市が設置するアクティブライフ応援事業受託候補者審査会（以下「審査会」という。）において行い、その評価点を参考に総合的に審査して1者を選定する。
- (3) ヒアリングについて
ア 日時は令和8年（2026年）4月17日（金）を予定。開始時間は別途連絡する。
イ 出席者は、3名以内とする。
ウ ヒアリングは、非公開とし、「7 技術提案書の提出について」(1)のうちエを用いて行う。

エ ヒアリング時間は、最初10分以内でプロポーザル参加者による説明の後、審査会委員による質疑を5分程度行う。

オ ヒアリングに参加しない場合は、受託意思がないものとみなし、原則として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由により出席できない場合はこの限りでないので、該当する場合は、その理由を書面（様式は自由）にて提出すること。

カ 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送により通知する。

※ 参加者数により変更の可能性がある。

※ 場所と時間については別途通知する。

1 1 書類審査及びヒアリングの評価基準

評価項目及び合計配点、評価基準は、「アクティブライフ応援事業 業務委託契約予定者選定基準」のとおりとする。

1 2 受託候補者の決定

(1) プロポーザル参加者の中から、審査会での書類審査及びヒアリングの点数により受託候補者を決定する。

(2) 最高得点の者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

1 3 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 著しく信義に反する行為を起こした場合

(4) 「2 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合

(5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

1 4 担当部局

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 本庁舎10階

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課 地域包括ケア班

電話：096-328-2963（直通）

電子メール：koreifukushi@city.kumamoto.lg.jp

1 5 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 6 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、受託候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（契約書の写しでも可。）を提出したとき。

- (3) 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類、提案書は、保管する部数を除き、「14 担当部局」がシュレッダーにかけて破棄する。また提出された参加資格に係る書類は、参加要件の確認及び業者選定以外には使用しない。
- (5) 本業務の実施にあたって、提出書類に記載された統括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、退職等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の能力があると熊本市が認めた者に限り変更できる。
- (6) 技術提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
- (7) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。
- (8) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。